

【概要】

荒川区一般廃棄物処理基本計画

中間見直し

平成29年3月



第1章 計画見直しの趣旨 (P 1～P 5)

1 見直しの背景

- 平成 24 年 3 月に策定の「荒川区一般廃棄物処理基本計画」以降、各種リサイクル法が整備されるなど、廃棄物行政を取り巻く状況や社会情勢が変化しており、本年度は計画の策定から 5 年目を迎えたことから、今後 5 年間の計画の見直しを行うものである。
- 区を取り巻く状況の変化として、国、都は、廃棄物の発生そのものを抑えることを優先した 2R 「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）」の推進や、水銀等の有害廃棄物の適正な管理・処理や災害廃棄物の処理体制の構築、食品ロス削減等の重点方針を示している。

2 計画の位置づけ

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔廃棄物処理法〕に基づくもので、荒川区内の一般廃棄物の処理について、長期的視点に立った基本的事項を定める計画である。

3 計画の期間

- 平成 29 年度を初年度に、平成 33 年度を目標年度とする 5 年間とし、5 年後に新たに計画を策定する。

第2章 現状と課題 (P 6～P 23)

1 計画前半期の実施状況

〔環境区民による協働の推進〕 普及啓発事業の実施、食品ロス削減事業の実施、リサイクルセンターの整備

〔Rの充実によるごみ減量の推進〕 マイバッグ利用促進事業の実施、生ごみ処理機等の購入助成、古布回収の実施、使用済み小型家電の回収、新たな資源回収に向けた検討・実施

〔適正処理の推進〕 収集ルートの見直し、戸別訪問収集、ふれあい指導の実施、スプレー缶の資源化

2 現状

○ごみと資源の総排出量は減少傾向である。ごみ量は、可燃ごみ・不燃ごみ・持込ごみが減少傾向にあり、粗大ごみはやや増加している。資源回収量については、平成 19 年度をピークに減少しており、リサイクル率は横ばいとなっている。

○清掃・リサイクル経費は減少傾向である。

○荒川区の総人口は増加している。転入者数・単身世帯数・高齢者世帯数・外国人人口も増加傾向にある。

○総ごみ量の内訳は、可燃ごみ 74.5%、不燃ごみ 3.3%、粗大ごみ 2.3%、持込ごみ 19.9% となっている。

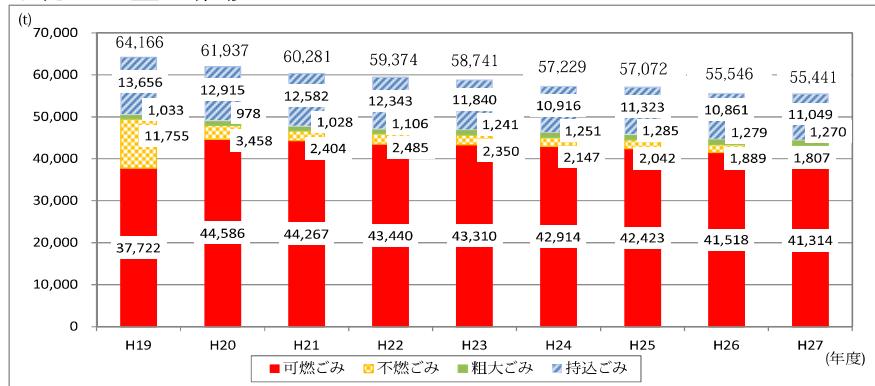
○家庭可燃ごみの 52.4% は厨芥類(生ごみ)となっている。また、家庭可燃ごみの 8.7% に資源回収品目である紙類が、家庭不燃ごみの 10.2% に資源回収品目であるびん類、3.4% に缶類が混入している。

○単身世帯はその他の世帯と比較し、1 人 1 日当たりが出すごみの量は、可燃・不燃ともに多い。

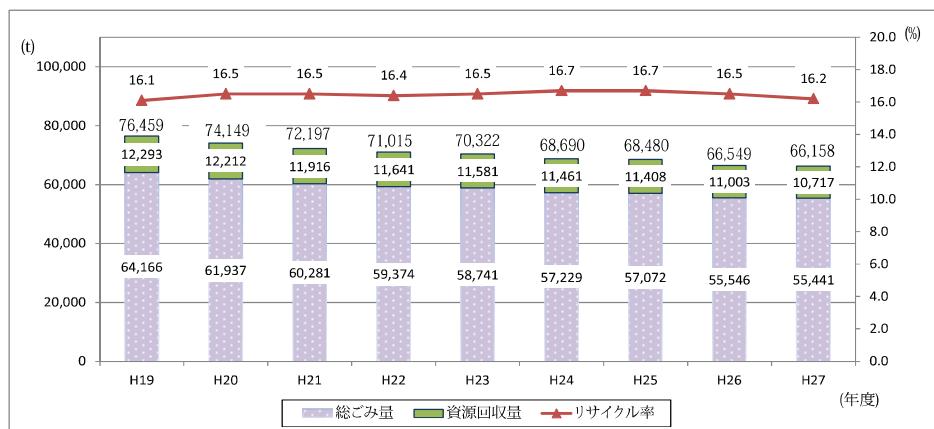
○区内事業者の 80% は 10 人未満の小規模事業所となっている。

○モニターアンケートで 4 分の 1 の事業者が『ごみ処理券を貼らずに区の収集を利用している』と回答している。

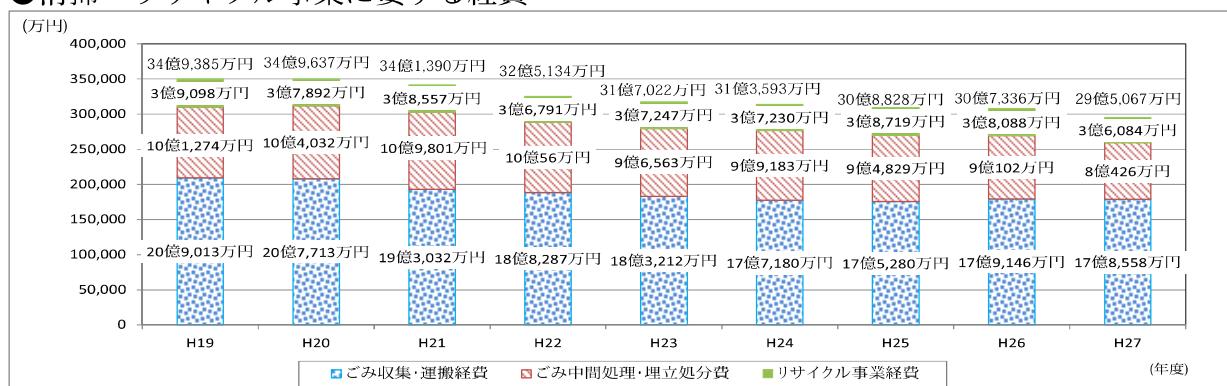
●総ごみ量の推移



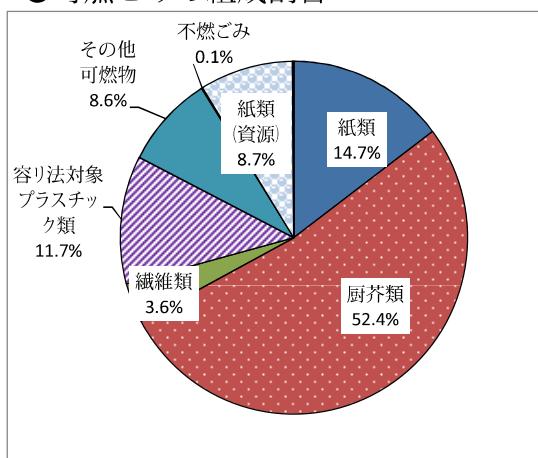
●総排出量（総ごみ量+資源回収量）及びリサイクル率の推移



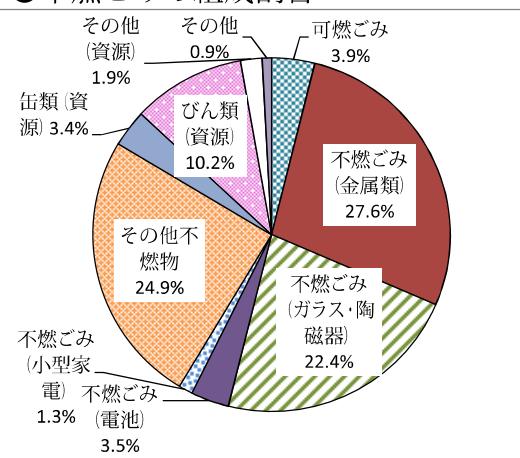
●清掃・リサイクル事業に要する経費



●可燃ごみの組成割合



●不燃ごみの組成割合



資料：ごみ排出原単位等実態調査報告書（平成 26 年度）

3 課題

(1) ごみの排出抑制の促進

- 循環型社会の実現に向けて、3R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」のうち、ごみを発生させない、繰り返し使用する等、廃棄物の発生自体を抑制していく必要がある。
- 家庭可燃ごみの約半数を占める生ごみの減量はごみの排出抑制の最重要事項であり、生ごみ減量に向けた施策を重点的に行う必要がある。
- 事業者は、家庭でごみになってしまうものを、区民になるべく渡さないような工夫や配慮が求められる。

(2) リサイクルの更なる充実

- 不燃ごみや粗大ごみの中には、資源として活用できる金属類等が多く含まれているため、これらを資源化していく必要がある。また、家庭可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源回収品目を適切に分別排出していただく必要がある。
- あらかわリサイクルセンターを最大限に活用し、リサイクルの更なる充実を図る必要がある。
さらに、あらかわリサイクルセンターを資源の拠点回収場所として活用していくとともに、拠点回収する品目や拠点の拡充を図っていく必要がある。

(3) 区民の参画と協働

- 区民のごみ減量・リサイクル意識の更なる向上のため、環境教育・環境学習や普及啓発を拡充させていく必要がある。
- 区民や事業者が発信者となって、地域の中で積極的に普及啓発を行っていただく仕組みや、地域の声を区に届ける仕組みの検討が必要である
- 高齢化などにより、集団回収など清掃・リサイクル活動の担い手の世代交代が課題である。
- 区民のごみ減量意識を高めるため、ごみ処理の経費を知っていただく必要がある。

(4) 適正排出の推進

- 有害物質である水銀を含む廃棄物については、環境保護の観点から、適正排出・適正処理を行っていく必要がある。
- 首都直下型地震や水害などの災害時に発生する、がれき、し尿等の処理方法について早急に検討する必要がある。
- 高齢者を含めたごみや資源を自分で排出することの困難な区民に対し、特別な配慮を検討する必要がある。
- 区民（地域との繋がりがあまりない場合が多い転入者・単身世帯・外国人）及び有料ごみ処理券未貼付の事業者の適正排出を目指して、ごみ出し・分別ルールの周知の浸透と指導の強化を図る必要がある。

1 基本理念

環境区民による質の高い循環型社会の構築

- ◇現行計画では、環境区民（「区民・事業者・区」の総称）が一体となり、明確な目標と強い問題意識を持って、持続可能な質の高い循環型社会の構築を目指してきた。
- ◇今後も新たな施策の充実を図り、地域にさらに深く根差した3R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」活動を進めるために、環境区民がそれぞれの立場で協力し、持続可能なさらに質の高い循環型社会の構築を目指す。

2 基本方針

基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
排出抑制の促進 ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）の取組により排出抑制に努める。	リサイクルの推進 排出抑制を行ってもなお排出されるものについてコストや環境負荷に配慮し資源化を推進する。	参画と協働体制の推進 区民・事業者への環境教育・環境学習や普及啓発を推進するとともに、啓発を地域で担う区民を養成する。	適正排出の推進 適正なごみの排出を推進するとともに、水銀が含まれる廃棄物の回収や、災害廃棄物処理計画を策定する。

3 計画目標

ごみと資源の総排出量の削減目標 (総排出量=総ごみ量+資源回収量)

平成33年度までに、ごみと資源の総排出量を区民1人1日当たり160g削減します。
(平成22年度比で約16.7%削減)

【ごみ量の削減目標】

平成33年度までに、総ごみ量を区民1人1日当たり200g削減します。
(平成22年度比で約25%削減)

【リサイクル率の目標】(リサイクル率 = 資源回収量 ÷ 総排出量)

平成33年度までに、リサイクル率を25%にします。
→資源回収量を区民1人1日当たり200gにします。
(平成22年度比で8.6ポイント増加)

	H22年度実績 (基準)	H27年度目標	H27年度実績 (H22年度比)	H33年度目標 (H27年度実績比)
総排出量 (g／人・日)	960g	883g	865g (▲95g)	800g (▲65g)
総ごみ量 (g／人・日)	800g	705g	725g (▲75g)	600g (▲125g)
資源回収量 (g／人・日)	160g	178g	140g (▲20g)	200g (+60g)
リサイクル率 (%)	16.4%	20%	16.2% (▲0.2ポイント)	25% (+8.8ポイント)

区の将来像	基本理念	方針	施 策 の 方 向	重点施策
環境先進都市あらかわの実現	環境区民による質の高い循環型社会の構築	基本方針1 排出抑制の促進	施策① 家庭ごみの削減 施策② 事業系ごみの削減 施策③ 再使用（リユース）の推進	可燃ごみの約半数を占める生ごみ（厨芥類）の減量
		基本方針2 リサイクルの推進	施策① 資源回収方法の拡充 施策② 資源化の更なる徹底 施策③ 事業系リサイクルの推進	不燃ごみ・粗大ごみの資源化
		基本方針3 参画と協働体制の推進	施策① 未来につながる環境教育・環境学習 施策② 地域に根差した参画と協働の推進 施策③ 清掃・リサイクル情報の「見える化」	環境教育の充実及び学習の機会拡大
		基本方針4 適正排出の推進	施策① 清掃事業の適正な運営 施策② 家庭ごみの適正排出の推進 施策③ 事業系ごみの適正排出の推進	清掃事業における適正排出の推進

目標	平成33年度目標値 (区民1人1日当たり)			
	総排出量	800g	(平成22年度比	▲160g)
	総ごみ量	600g	(平成22年度比	▲200g)
	資源回収量	200g	(平成22年度比	+40g)
	リサイクル率	25%	(平成22年度比	+8.6 ポイント)

個別施策	
◎ 1 食品ロス削減に向けた周知の徹底 (区民向け)	5 家庭ごみの有料化の検討
◎ 2 もったいないレシピ・ごみ減量アイディア募集	
◎ 3 生ごみ減量の普及啓発 (生ごみの水切りの徹底等)	
4 フードドライブの実施	
◎ 6 食品ロス削減に向けた周知の徹底 (事業者向け)	9 荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施
◎ 7 もったいない協力店の募集	
8 事業者への更なる働きかけ (環境に優しい製品の販売やリターナブル容器の使用等)	
10 フリーマーケット等による再使用 (リユース) の取組	15 家具の再使用事業の実施
11 マイバッグ・マイはし・マイボトルの利用促進	16 再使用 (リユース) の普及に向けたリーフレットの作成
12 再使用 (リユース) の講座の開催	17 修理 (リペア) などの新たなRの普及啓発
13 再使用 (リユース) ショップの紹介	
14 不用品情報交換制度の実施	
◎ 18 新たな資源回収に向けた取組の実施 (不燃ごみに含まれる資源)	20 資源回収方法の拡充 (中型家電及び小型家電)
◎ 19 新たな資源回収に向けた取組の実施 (粗大ごみに含まれる資源)	21 資源回収方法の拡充 (蛍光管・廃食油その他)
22 資源回収方法の検討 (プラスチック製容器包装類等)	
23 資源化の更なる徹底に向けた取組の実施 (紙製容器包装類等その他紙リサイクル)	◎ 26 あらかわリサイクルセンターの運営
24 資源化の更なる徹底に向けた取組の実施 (古布)	27 資源持ち去り対策の支援
25 資源化の更なる徹底に向けた取組の実施 (びん・缶類)	
28 事業者への更なる働きかけ (紙ごみの減量及び古紙リサイクルの周知)	
29 事業系資源のリサイクルの促進	
30 インクカートリッジ等民間リサイクルの周知強化	
◎ 31 園児や小学生を対象とした食育や食品ロス削減のための啓発活動	◎ 33 区民が楽しみながら取り組める普及啓発事業の導入
◎ 32 あらかわリサイクルセンターにおける環境教育・環境学習の実施	◎ 34 小学生への環境教育・環境学習の更なる充実
◎ 35 体験型学習等の推進	
36 3Rリーダーの養成講座の実施	39 あらかわエコセンター・あらかわリサイクルセンターを活用した情報発信
37 3Rリーダーとの協働 (ごみ減量・リサイクル事業普及啓発)	40 3R行動会議の実施
38 環境・リサイクル活動団体等との協働	
41 優良な事業用大規模建築物所有者の紹介等	45 東京二十三区清掃一組の情報の「見える化」
42 ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む事業者の紹介 (もったいない協力店等)	46 最終処分場の現状に関する情報の「見える化」
43 修理店の紹介等	
44 ごみ量や経費等の情報の更なる「見える化」	
47 清掃事業の適正な運営	50 取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処分方法の周知
48 収集ルートの見直し	◎ 51 災害廃棄物処理計画の策定
◎ 49 取扱いに注意を要する廃棄物の拠点回収等の実施 (水銀体温計等)	
52 地域による見守りが必要な方への取組 (区による戸別訪問収集)	55 多言語への対応 (イラストを使用したパンフレット作成等)
53 地域による見守りが必要な方への取組 (地域の方々の温かい取組への見守り)	56 転入者への周知促進 (不動産事業者等への協力依頼)
54 地域との繋がりがあまりない区民へのPR促進	◎ 57 ふれあい指導の実施
◎ 57 ふれあい指導の実施 (再掲)	
◎ 58 適正排出に向けた更なる指導の強化 (事業系ごみ排出者の登録制度の導入等)	

1 推進体制

- 基本理念の実現に向けて、4つの基本方針に基づき、各施策を環境区民（「区民・事業者・区」の総称）の協働により推進し、目標の達成を目指していく
- 区民は、ごみの排出ルール・マナーを遵守するとともに、ごみの排出抑制・リサイクルを意識して、現在のライフスタイルを見直すことなどにより、ごみの減量化・再資源化に努める必要がある。
- 事業者は、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づく適正処理はもとより、事業活動におけるごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進など、環境に配慮した事業活動が求められる。
- 区は、地域の連携と地場産業である「循環産業」の集積を活かしながら、あらかわリサイクルセンターを普及啓発の拠点として、清掃リサイクル事業の更なる充実・拡大を図っていく。
さらに、区内最大の事業所として自覚するとともに、コーディネーター（調整役）としてごみの発生から処分までの全体調整を行い、資源循環型社会の構築に向けたシステムを調整し、その進行管理を行い、ごみの減量化・再資源化を推進する役割を担い、さらにごみ減量・リサイクル推進の情報の提供や、家庭ごみ及び事業系ごみの適正排出を推進する。

2 進行管理

- 本計画は、環境区民の協働により推進する。
- 本計画では、PDCAサイクルによる進行管理をする。
- 清掃リサイクルに関する基本的考え方や重要事項については、清掃審議会において審議し、区の施策に反映する。

平成29年3月発行

登録(28)0129号

荒川区一般廃棄物処理基本計画 中間見直し(概要)

編集・発行 荒川区環境清掃部清掃リサイクル課

〒116-0001

荒川区町屋5-19-1 荒川清掃事務所3階

TEL:03(3802)3111 内線470